

令和7年（2025年）3月26日

車両衝突事故に伴う区間運休の解除について

3月25日に発生した車両衝突事故に伴い、水道町～辛島町間で区間運休を行っていましたが、運輸安全委員会による事故現場での調査が終了し、施設面での安全が確認できたことから、明日（27日）の始発から全線で運行を再開いたします。

1 全線運行再開日時

令和7年（2025年）3月27日（木）始発より

2 原因調査及び措置

- ・本日、運輸安全委員会の調査（当事者等へのヒアリング、事故現場での調査等）が行われ、明日も引き続き事故車両（1096号車、1063号車）の調査が行われる予定。
- ・運輸安全委員会の調査結果が出ていないので断定的なことは言えないが、現場での再現試験の結果を踏まえると、当局としては、制限速度の超過とレールに付着した油状のものによって車両が滑走した可能性が高いと考えている。

《運行再開に向けた措置》

- ・全乗務員に先行車両と接近する場合の速度制限（15km/h以下）の遵守等を改めて指導
- ・全線を点検し、事故発生箇所以外のレール状態に異常がないことを確認
- ・車両を点検し、オイル漏れ等の異常がないことを確認
- ・事故現場においてレールに付着した油状のものを除去後、試験走行を行い、停止制動距離に異常がないことを確認

3 今後の対応について

- ・車両の運行に係る速度管理を徹底。
- ・レールに付着した油状のものによって滑走した可能性が高いため、今後、レール状況の監視を強化。
- ・レールに付着した油状のものについては今後成分分析を予定。

お問い合わせ先

交通局運行管理課

電話：096-361-5240

運行管理課：荒木